

埼玉県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約に関する条例

平成19年4月1日

条例第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17の規定に基づき、長期継続契約を締結することができる契約を次のとおり定める。

- (1) 電子計算機その他の物品を借り入れる契約であって、商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの
- (2) 経常的かつ継続的な役務の提供を受ける契約で、翌年度の当初から役務の提供を受ける必要があり、契約の相手方の準備期間の確保その他の理由により、複数年度にわたり契約を締結する必要があるもの

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。